

【更新履歴】

・更新月日：9月14日（募集要領 ver.2）

ページ	項目	主な更新内容	
		(誤)	(正)
P.64	Q4	<u>増築は今回の事業の対象となるのでしょうか。</u>	<u>既存部分の省エネ改修工事に合わせて増築する場合、補助の対象になるのでしょうか。</u>
同上	(Q4) A	<u>増築については、当該建物全体が補助対象外となります。</u>	<u>増築部分の躯体工事、設備工事、バリアフリー工事等は対象外です。既存部分の省エネ改修工事、バリアフリー工事等は対象になり得ますので、既存部分のみで申請してください。</u>